

○国土交通省令第一百一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の三第一項、同項第二号及び第四項、第五条の七第一項並びに第五条の十の規定に基づき、並びに同法を実施するため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章 (略) 第一章の二 マンション管理適正化支援法人(第一条の二―第一条の七) 第一章の三 管理計画の認定等(第一条の八―第一条の二十四) 第一章の四 マンション管理士(第一条の二十五―第四十九条) 第一節 マンション管理士試験(第一条の二十五―第二十四条) 第二節・第三節 (略) 第二章―第五章 (略) 附則 第一章の二 マンション管理適正化支援法人 (マンション管理適正化支援法人として登録を受けることができる法人) 第一章の二 法第五条の三第一項の国土交通省令で定める法人は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行うことを目的とする会社とする。 (登録の申請) 第一条の三 法第五条の三第一項の規定による登録(第三項及び第一条の七において「登録」という。)を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。 一 名称、住所及び代表者の氏名 二 管理支援業務を行おうとする事務所の所在地 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
改正前	目次 第一章 (略) (新設) 第一章の二 管理計画の認定等(第一条の二―第一条の十八) 第一章の三 マンション管理士(第一条の十九―第四十九条) 第一節 マンション管理士試験(第一条の十九―第二十四条) 第二節・第三節 (略) 第二章―第五章 (略) 附則 (新設) (新設) (新設)

一定款

二 登記事項証明書

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 法第五条の四各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面

五 法第五条の四各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面

六 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

七 次条第一号の実施要領を記載した書面

八 次条第二号の計画を記載した書面

3 都道府県知事等は、登録のために必要があると認める場合は、前項各号に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(個人に関する情報の取扱い)

第一条の四 法第五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。

二 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。

(名称等の変更)

第一条の五 支援法人は、法第五条の三第三項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 支援法人は、第一条の三第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(支援法人に係る業務の休廃止の届出)

第一条の六 法第五条の七第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする管理支援業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(マンション管理適正化推進計画の作成等の提案)

第一条の七 法第五条の十二第一項の規定によりマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案を行うおとする支援法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を添えて、これを当該支援法人の登録を行った都道府県知事等が統括する都道府県等に提出しなければならない。

第一章の三 管理計画の認定等

(管理計画の認定の申請)

第一条の八 法第五条の十三第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類(第一条の十七を除き、以下「添付書類」と総称する。)を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

- 一 当該認定の申請の決議(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号。以下この項、第八十二条第一号及び第八十五号第二号において「区分所有法」という。))第十八条第一項(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による

(新設)

(新設)

第一章の二 管理計画の認定等

(管理計画の認定の申請)

第一条の二 法第五条の三第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類(第一条の十一を除き、以下「添付書類」と総称する。)を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

- 一 当該認定の申請を決議(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号。以下この項、第八十二条第一号及び第八十五号第二号において「区分所有法」という。))第十八条第一項(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による

決議をいう。以下同じ。をした集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下同じ。）の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下この項、第一条の十一、第四号及び第一条の十五、第四号において同じ。）で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二（略）

三 申請の日（以下この項並びに第一条の十、第一号及び第二号において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書（当該直前の事業年度がない場合にあっては、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書）並びに当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類

四・五（略）

六 監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下この号、第一条の十一、第一号並びに第一条の十五、第三号及び第四号において同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類）

七（略）

八 申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の十一、第三号において「区分所有者名簿」という。）及び申請に係るマンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作成

決議をいう。以下この項において同じ。をした集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下この項及び第一条の五、第二号において同じ。）の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下この項、第一条の五、第四号及び第一条の九、第四号において同じ。）で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二（略）

三 申請の日（以下この項並びに第一条の四、第一号及び第二号において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書（当該直前の事業年度がない場合にあっては、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書）並びに当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類

四・五（略）

六 監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下この号、第一条の五、第一号並びに第一条の九、第三号及び第四号において同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類）

七（略）

八 申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の五、第三号において「区分所有者名簿」という。）及び申請に係るマンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作成

成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確認することができる書類

九 (略)

2 (略)

(管理計画の記載事項)

第一条の九 法第五条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、都道府県等マンシヨン管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

(管理の方法の基準)

第一条の十 法第五条の十四第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画が作成され、これに基づいてマンシヨンの修繕その他の管理が行われることとする。

一 三 (略)

(管理組合の運営の状況の基準)

第一条の十一 法第五条の十四第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(認定の通知)

第一条の十二 法第五条の十五の認定の通知は、別記様式第一号の二による通知書に第一条の八第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(管理計画の認定の更新の申請)

第一条の十三 認定管理者等は、法第五条の十六第一項の認定の更新を受けようとするときは、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出

され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確認することができる書類

九 (略)

2 (略)

(管理計画の記載事項)

第一条の三 法第五条の三第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、都道府県等マンシヨン管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

(管理の方法の基準)

第一条の四 法第五条の四第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画が作成され、これに基づいてマンシヨンの修繕その他の管理が行われることとする。

一 三 (略)

(管理組合の運営の状況の基準)

第一条の五 法第五条の四第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(認定の通知)

第一条の六 法第五条の五の認定の通知は、別記様式第一号の二による通知書に第一条の二第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(管理計画の認定の更新の申請)

第一条の七 認定管理者等は、法第五条の六第一項の認定の更新を受けようとするときは、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しな

しなければならない。

2 第一条の八第二項及び第一条の九の規定は、前項の認定の更新の申請について準用する。

(認定の更新の通知)

第一条の十四 法第五条の十六第二項において準用する法第五条の十五の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の四による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第一条の十五 法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 二以上の管理者等を置く管理組合にあつては、その一部の管理者等の変更（法第五条の十四の認定（法第五条の十七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の十六第一項の認定の更新があつた際に管理者等であつた者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三 (略)

四 規約の変更であつて、監事の職務及び第一条の十一第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

(管理計画の変更の認定の申請)

第一条の十六 法第五条の十七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

(変更の認定の通知)

第一条の十七 法第五条の十七第二項において準用する法第五条の十五

なければならない。

2 第一条の二第二項及び第一条の三の規定は、前項の認定の更新の申請について準用する。

(認定の更新の通知)

第一条の八 法第五条の六第二項において準用する法第五条の五の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の四による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第一条の九 法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 二以上の管理者等を置く管理組合にあつては、その一部の管理者等の変更（法第五条の四の認定（法第五条の七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の六第一項の認定の更新があつた際に管理者等であつた者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三 (略)

四 規約の変更であつて、監事の職務及び第一条の五第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

(管理計画の変更の認定の申請)

第一条の十 法第五条の七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

(変更の認定の通知)

第一条の十一 法第五条の七第二項において準用する法第五条の五の規

の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(指定認定事務支援法人の指定の要件)

第一条の十八 法第五条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務)

第一条の十九 法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

(認定支援事務の委託の公示等)

第一条の二十 計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

2 計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 三 (略)

(指定認定事務支援法人に係る指定の申請)

第一条の二十一 令第一条第一項の規定に基づき法第五条の二十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一 二 (略)

三 令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面(第一条の二十三第二項において「誓約書」という。)

定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(指定認定事務支援法人の指定の要件)

第一条の十二 法第五条の十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務)

第一条の十三 法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

(認定支援事務の委託の公示等)

第一条の十四 計画作成都道府県等は、法第五条の十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

2 計画作成都道府県等は、法第五条の十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 三 (略)

(指定認定事務支援法人に係る指定の申請)

第一条の十五 令第一条第一項の規定に基づき法第五条の十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一 二 (略)

三 令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面(第一条の十七第二項において「誓約書」という。)

第一条の二十二 第一条の二十四 (略)

第一章の四 マンション管理士(試験の基準)

第一条の二十五 (略)

別記様式第一号 (第一条の八関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(第一面)

認定申請書

(略)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 13 第 1 項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(注意)

1. (略)
2. 本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 8 第 1 項に規定する添付書類を添付してください。

(略)

別記様式第一号の二 (第一条の十二関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

認定通知書

(略)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 13 第 1 項の規定に基づき認定の申請があつた管理計画について、同法第 5 条の 14 の規定に基づき認定しましたので、同法第 5 条の 15 の規定に基づき通知します。

(略)

第一条の十六 第一条の十八 (略)

第一章の三 マンション管理士(試験の基準)

第一条の十九 (略)

別記様式第一号 (第一条の二関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(第一面)

認定申請書

(略)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(注意)

1. (略)
2. 本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する添付書類を添付してください。

(略)

別記様式第一号の二 (第一条の六関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

認定通知書

(略)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき認定の申請があつた管理計画について、同法第 5 条の 4 の規定に基づき認定しましたので、同法第 5 条の 5 の規定に基づき通知します。

(略)

別記様式第一号の三 (第一条の十三関係) (日本産業規格 A 列 4 番)	別記様式第一号の三 (第一条の七関係) (日本産業規格 A 列 4 番)
(第一面)	(第一面)
認定更新申請書	認定更新申請書
(略)	(略)
ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 16 第 1 項の認定の更新を受けたいので、同条第 2 項において準用する同法第 5 条の 13 第 1 項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。	ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 6 第 1 項の認定の更新を受けたいので、同条第 2 項において準用する同法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。
(略)	(略)
(注意)	(注意)
1. (略)	1. (略)
2. 本申請書には、ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 8 第 1 項に規定する添付書類を添付してください。	2. 本申請書には、ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する添付書類を添付してください。
(略)	(略)
別記様式第一号の四 (第一条の十四関係) (日本産業規格 A 列 4 番)	別記様式第一号の四 (第一条の八関係) (日本産業規格 A 列 4 番)
認定更新通知書	認定更新通知書
(略)	(略)
ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 16 第 2 項において準用する同法第 5 条の 13 第 1 項の規定に基づき認定の更新の申請があつた管理計画について、同法第 5 条の 16 第 2 項において準用する同法第 5 条の 14 の規定に基づき認定しましたので、同法第 5 条の 16 第 2 項において準用する同法第 5 条の 15 の規定に基づき通知します。	ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 6 第 2 項において準用する同法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき認定の更新の申請があつた管理計画について、同法第 5 条の 6 第 2 項において準用する同法第 5 条の 4 の規定に基づき認定しましたので、同法第 5 条の 6 第 2 項において準用する同法第 5 条の 5 の規定に基づき通知します。
(略)	(略)
別記様式第一号の五 (第一条の十六関係) (日本産業規格 A 列 4 番)	別記様式第一号の五 (第一条の十関係) (日本産業規格 A 列 4 番)
変更認定申請書	変更認定申請書
(略)	(略)
ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 17 第 1 項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付	ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付

書類に記載の事項は、事実には相違ありません。 (略) (注意) 1. (略) 2. 本申請書には、マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の8第1項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。	書類に記載の事項は、事実には相違ありません。 (略) (注意) 1. (略) 2. 本申請書には、マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。
別記様式第一号の六 (第一条の十七関係) (日本産業規格A列4番) 変更認定通知書 (略) マシンの管理の適正化の推進に関する法律第5条の17第1項の規定に基づき変更の認定の申請があった管理計画について、同条第2項において準用する同法第5条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第5条の17第2項において準用する同法第5条の15の規定に基づき通知します。 (略)	別記様式第一号の六 (第一条の十一関係) (日本産業規格A列4番) 変更認定通知書 (略) マシンの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づき変更の認定の申請があった管理計画について、同条第2項において準用する同法第5条の4の規定に基づき認定しましたので、同法第5条の7第2項において準用する同法第5条の5の規定に基づき通知します。 (略)

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(長期優良住宅建築等計画等の認定の申請) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)第一条の十二に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。)第五条の十八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 (維持保全に関する基準) 第五条の二 法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の十八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式 (第二条関係) (日本産業規格A列4番)(略) (第二面) 長期優良住宅建築等計画 1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項 〔建築物に関する事項〕 【1. 地名地番】～【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律	(長期優良住宅建築等計画等の認定の申請) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)第一条の六に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。)第五条の八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 (維持保全に関する基準) 第五条の二 法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式 (第二条関係) (日本産業規格A列4番)(略) (第二面) 長期優良住宅建築等計画 1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項 〔建築物に関する事項〕 【1. 地名地番】～【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律

第6条の2第5項の適用の有無】 (略)
【12. ワンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18に規定する認定管理計画の有無】 ☐ 無 ☐ 有

(注意)

1. ～ 4. (略)
5. 【12. ワンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、ワンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の12に規定する通知書及びワンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「✓」マークを入れてください。
6. (略)

(略)

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(第二面)

長期優良住宅維持保全計画

1. 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)
【11. ワンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18に規定する認定管理計画の有無】 ☐ 無 ☐ 有

(注意)

1. ～ 3. (略)
4. 【11. ワンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の

第6条の2第5項の適用の有無】 (略)
【12. ワンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】 ☐ 無 ☐ 有

(注意)

1. ～ 4. (略)
5. 【12. ワンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、ワンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びワンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「✓」マークを入れてください。
6. (略)

(略)

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(第二面)

長期優良住宅維持保全計画

1. 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)
【11. ワンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】 ☐ 無 ☐ 有

(注意)

1. ～ 3. (略)
4. 【11. ワンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の

18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）<u>第1条の12</u>に規定する通知書及びマシンの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）<u>第5条の18</u>に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「✓」マークを入れてください。 (略)	8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）<u>第1条の6</u>に規定する通知書及びマシンの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）<u>第5条の8</u>に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「✓」マークを入れてください。 (略)
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。